

第 11 回 長野市政務活動費検討委員会 会議記録

1 日時 令和 8 年 6 月 3 日（水曜日） 午前 10 時 00 分～正午

2 場所 応接 2

3 出席委員（6 名）

委員長 鈴木 洋 一 議員

副委員長 金 沢 敦 志 議員

委員 西 沢 利 一 議員

委員 堀 内 伸 悟 議員

委員 滝 沢 真 一 議員

委員 内 藤 武 道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員

山崎裕子議員

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

- ・資料作成費（その他）のソフトウェアの取り扱いについて、「政務活動費として利用する場合に限り、全額政務活動費から支出できる。」と決定したが、「政治活動や自己研鑽として AI ソフトウェアを利用した場合、政務活動の利用ではなく、政務活動費の支出ができなくなることから、個人の携帯電話代や新聞の取り扱いと同様に按分規定を設けてはどうか。」との意見が出された。改めて検討したところ、「政務活動費として支出するからには、明確に政務活動にのみ利用すること。」で全額支出すべきという意見でまとめ、当初の決定のとおりとなった。
- ・資料購入費のうち新聞について、原則、紙の新聞を購読することとし、次のとおり決定した。
 - ①会派（一人会派含む）については、市役所会派控室に配達されることを条件とし購読する新聞社数については制限しない。なお、1 紙（誌）につき、1 部までとする。
 - ②会派に所属する議員個人については、自宅に配達されるものは個人の調査活動用として取り扱い、1 紙目は支出対象外とし、2 紙目以降を支出対象とする。なお、支出できる範囲を月額合計金額の 2 分の 1 以内かつ、5,000 円を上限とする。
 - ③一人会派については、市役所議員控室に配達されるものについては、全額政務活動費から支出できることとし、自宅に配達されるものは、会派に所属する議員個人の場合と同じ取り扱いとする。
- ・資料購入費のうち新聞社等のデータベース利用料について、会派（一人会派含む）として全額政務活動費から支出できることとし、併せて会派の構成人数分を支出できることに決定した。
- ・人件費について、事務員が従事する政務活動に係る業務の内容について確認した上で、証拠書類として提出する出勤簿に具体的な業務内容を明記することとし、提出

書類に雇用契約書（写）を追加することとした。また、事務員の賃金等について、最低賃金法等の法令を遵守するとともに、長野市の会計年度任用職員制度の範囲内で設定し、会計年度任用職員制度の範囲を著しく超える賃金等で雇用する場合は、その理由を雇用契約書等に明記することに決定した。

- (2) その他
特になし。

以上